

八王子市地域子ども支援事業実施要綱

平成 29 年(2017 年)4月3日施行
令和2年(2020 年)4月1日一部改正
令和3年(2021 年)1 月 26 日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)に基づき政府が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年 11 月 29 日閣議決定)をしん酌して八王子市(以下「市」という。)が行う事業「地域子ども支援事業」の実施に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)地域子ども支援活動 子どもを参加者として設定し、原則無料で食事の提供、居場所の提供又は学習支援のいずれかを行う活動をいい、子ども以外の者の参加の有無は問わない。
- (2)食事の提供 活動場所で調理する過程を重視した食事を提供すること。
- (3)居場所の提供 遊び、相談、構成員との交流又は参加者同士の交流を目的とした空間を提供すること。
- (4)学習支援 学習に適した環境を用意し、学校の教科指導を参考に、参加する子どもの学力に応じた講習、個別指導、助言等を行うこと。
- (5)団体 第7条第1項に定める方法で登録する団体をいい、法人格の有無を問わない。

(事業の取組内容)

第3条 本事業は、子ども・団体・地域・行政をつなぐ地域ネットワークを形成することにより、子どもにとって身近で利用しやすい支援の体制を整備するものとする。

2 前項に掲げる目的を果たすため、コーディネーターを配置し、次の各号に掲げる取組を行う。

- (1)団体からの相談に対応する取組
- (2)団体の情報の発信と交換を支援する取組
- (3)団体の連携及び地域子ども支援活動の質の向上を促す取組
- (4)活動を開始しようとする者への情報提供

(事務の委託)

第4条 本事業の実施主体は市とし、本事業を実施するにあたり、市が適当と認める法人に委託して実施するものとする。

(団体の要件)

第5条 地域子ども支援事業を利用できる団体は、第2条第1号に定める活動を行う団体又はそれを支援するフードバンク活動を行う団体で、かつ別表1に定める事項を満たすものとし、団体及び活動の内容を市に登録するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する団体は、登録対象としない。

- (1)八王子市暴力団排除条例(令和元年 9 月 20 日 条例第 12 号)第2条第2号に規定する暴力団員

- (以下「暴力団員」という。)が役員となっている団体等又は同第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体等
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に規定する営業を営む団体等
 - (3)政治活動、宗教活動にかかる団体等
 - (4)公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある団体等
 - (5)法令違反がある団体等

(登録申込)

第6条 地域子ども支援事業を利用する団体は、次の各号の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 地域子ども支援活動実施届出書(様式1)(以下「届出書」という)
- (2) その他の添付資料(届出書の下段に記載)

(登録)

第7条 市は、届出書の提出があった場合、書類審査等により第5条に定める要件を満たしているか審査し、要件を満たすと認められる場合は、本事業を利用することが可能な団体として登録する。

2 市は、登録した団体に対し、登録が決定した旨を通知する(様式2)。

(登録変更)

第8条 団体は、登録内容に変更があった場合、速やかに市に届け出なければならない。

- 2 登録変更の手続は、第6条の規定を準用する。
- 3 前項における審査は、第5条の規定を準用する。

(登録休止・廃止・取消)

第9条 登録を休止又は廃止しようとする団体は、登録休止・廃止届出書(様式3)を、速やかに市へ提出しなければならない。

2 市は、前項の規定による届出があった場合のほか、次の各号に掲げる状況が認められた場合は、登録を取り消すことができる。

- (1)登録団体と一定期間、連絡がとれない等、団体の活動の実態がないと認められる場合
- (2)第5条第1項に定める要件を満たさなくなると認められる場合
- (3)第5条第2項に定める各号のいずれかに該当すると認められる場合
- (4)休止の届出があった期間の最終日から、一定期間、連絡がとれない場合

附 則

この要綱は、平成 29 年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年(2020 年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年(2025 年)3月 31 日にその効力を失う。

別表1

対象	要件
1 すべての団体	<p>(1) 活動場所が八王子市内であること。</p> <p>(2) 規模に応じて必要な職員体制を確保し、事業実施時は常時責任者を配置し、安全に配慮した開催を図っていること。</p> <p>(3) 事故発生時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定め、職員に周知徹底を図っていること。</p> <p>(4) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じていること。</p> <p>(5) 活動を通じて、保護者の養育を支援することが必要と考えられる家庭や子どもを把握した場合は、速やかに関係機関につなぐよう努めること。</p>
2 食事の提供を行う団体	<p>(1) 月に1回以上、定期的に活動をしていること。</p> <p>(2) 子どもが立ち寄りやすい場所で実施すること。</p> <p>(3) 子どもが原則無料で利用できること。金銭を徴する場合は、1名1回あたり100円以下とすること。</p> <p>(4) 開催日1日あたり10名以上の参加者を受入れ可能であること。</p> <p>(5) 食品衛生法及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築し、食品衛生法の許認可等の規制も含めた保健所の指導に従うこと。</p> <p>(6) 食物アレルギーを持つ方への対応または情報提供を行っていること。</p> <p>(7) 事故発生時の対応のため保険に加入すること。</p>
3 居場所の提供及び学習支援を行う団体	<p>(1) 月に1回以上、定期的に活動をしていること。</p> <p>(2) 子どもが立ち寄りやすい場所で実施すること。</p> <p>(3) 子どもが原則無料で利用できること。金銭を徴する場合は、1名1回あたり100円以下とすること。</p> <p>(4) 開催日1日あたり10名以上の参加者を受入れ可能であること。</p>

様式1

地域子ども支援活動実施届出書

八王子市長 殿

届出日 令和 年 月 日

届出内容： 新規・変更（どちらかに○）

実施団体の情報		
実施団体名		
団体所在地	(事務所等がある場合)	
代 表 者	役職	
	氏名	
市 からの 連 絡 先	担当者名	
	住所	〒
	電話	
	メールアドレス	
活動内容（原則として公開）		
主たる活動の種類 (いずれかに○)	食事の提供・居場所の提供・学習支援・フードバンク	
活 動 名 称		
ホ ー ム ペ ー ジ		
活 動 場 所		
活 動 日 時		
料 金 の 徴 収	大人(18歳以上)	円
	子ども(18歳未満)	円
	その他()	円
受 入 可 能 人 数	1回あたり 人	
公 開 用 連 絡 先	電話	
	メールアドレス	
受託者への情報提供(いずれかに○)		
可 ・ 不可		

- 【添付資料】 団体規約
 活動内容のパンフレット・チラシ・広報誌等

様式2

地域子ども支援活動団体登録済通知書

令和 年 月 日

団体名 _____ 殿

八王子市長
(公印省略)

八王子市地域子ども支援事業実施要綱に定める地域子ども支援活動を行う団体として登録したことをお知らせします。

登録期間:令和2年(2021年) 年 月 日から令和7年(2025年)3月31日まで

<留意事項>

- 1 本件の登録後、八王子市が実施する「地域子ども支援事業」が利用できます。「地域子ども支援事業」は、民間団体に委託しています。登録届出時に、受託者への情報提供について了承された場合は、委託先の民間団体に貴団体の登録情報を提供します。
- 2 活動の際には、八王子市地域子ども支援事業実施要綱に定める登録要件に沿い、活動を行ってください。
- 3 「地域子ども支援事業」の期間は、令和7年(2025年)3月31日までです。

様式3

地域子ども支援活動休止・廃止届出書

八王子市長 殿

届出日 年 月 日

届出内容： 休止 ・ 廃止（どちらかに○）

実施団体の情報		
実施団体名		
団体所在地	(事務所等がある場合)	
代 表 者	役職	
	氏名	
市 からの 連 絡 先	担当者名	
	住所	〒
	電話	
	メールアドレス	
活動内容		
主たる活動の種類 (いずれかに○)	食事の提供 ・ 居場所の提供 ・ 学習支援 ・ フードバンク	
活 動 名 称		
ホ ー ム ペ ー ジ		
休止または廃止の情報		
休止期間又は 廃止日		
休止又は廃止の理由		